

【3】自動的に変更されるもの（住所変更手続き不要）

項 目	連絡・注意事項	問合せ先
住民票（住民基本台帳） 印鑑登録（印鑑登録原票） 戸籍	8月上旬に住所や本籍の変更通知書をご自宅へ送付します。なお、通知書の再発行できませんので、大切に保管してください。	市民課 054-626-1116
障害福祉サービス受給者証 障害児通所受給者証	—	障害福祉課 障害支援担当 054-631-5532
介護保険被保険者証	新しい被保険者証を送付します。	介護保険課 保険給付担当 054-626-1159
介護保険負担割合証	現在の負担割合証をそのままご使用いただけます。なお、8月1日以降は、7月中に送付する新住所の負担割合証をご使用ください。	
介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	現在の認定証・確認証をそのままご使用いただけます。なお、8月1日以降は、更新申請承認後に送付する新住所の認定証・確認証をご使用ください。	
国民健康保険限度額適用認定証	現在の限度額適用認定証をそのままご使用いただけます。なお、交付されている方のうち該当者には、新住所で更新のお知らせ及び申請書を7月中に送付します。	国保年金課 給付担当 054-626-1112
国民健康保険被保険者証 国民健康保険特定疾病療養受療証	現在の被保険者証等をそのままご使用いただけます。なお、8月1日以降は、7月中に送付する新住所の被保険者証等をご使用ください。	国保年金課 保険担当 054-626-1113
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証		国保年金課 給付担当 054-626-1112
		国保年金課 後期高齢者担当 054-626-2164
児童手当	—	子育て支援課 給付担当 054-626-1137
保育園・幼稚園	緊急連絡先等の保護者が保育園や幼稚園に提出している書類の修正については、各園にお問い合わせください。	保育・幼稚園課 054-626-2772
上水道	—	水道総務課 054-624-0111
焼津市立小学校・中学校 児童・生徒学齢簿	児童・生徒の変更後の住所は教育委員会から各小中学校に通知します。緊急連絡カード等、保護者が学校に提出している書類の修正については別途学校からお知らせします。	学校教育課 054-625-8160
国民年金加入者 厚生年金受給者 国民年金受給者	—	日本年金機構 島田年金事務所 0547-36-2211

※住所と通知の送付先が異なる場合は、各課で手続きが必要になる場合があります。

【4】選挙人名簿に係る投票区

新町名	投票区	投票所
南小川（1丁目～2丁目） 与惣次（1丁目～2丁目） 石津（1丁目、3丁目1～13）	第16	小川地域 交流センター
石津（2丁目、3丁目14～30、4丁目） 下小田中町、下小田上町	第19	石津コミュニティ 防災センター
黒石（1丁目）	第20	黒石小学校
黒石（2丁目） 東柵宜島、東道原	第22	大富地域 交流センター

住所変更後の当日投票所は左の表のとおりです

【お問い合わせ先】焼津市選挙管理委員会 電話：054-626-1134